

て一夜せめてとはれてすゞるなる所にゐて、ありき奉りて、まめやかにさいなむにいとからし、さてとかくも御かへりのなくて、そゞるなるめのはしをつゝみて給へりしかば、とりたがへたるにやといふにあやしのたがへ物や、人のもとにさる物つゝみておくる人やはあるいき、かもこゝろえざりけるとみるがにくければ、物もいはですゞりのあるかみのはしに、かづきするあまのすみかはそこなりとゆめいふなどやめをくはせけん、とかきていたしたれば、歌よませ給ひつるが、さらに見侍らじとて、あふぎかへしてにげていぬ、

〔今昔物語二十三〕陸奥前司橋則光切殺人語第十五

今昔、陸奥前司橋則光ト云人有ケリ、○中歳三十許ノ男ノ鬢髯ナルガ、○中鹿ノ皮ノ沓履タル有リ、○中殿上人共彼男召寄セヨ子細ヲ問ハムト云テ呼ヌレバ召將來タリ、見レバ頬ガチニテ、頤反タリ、鼻下リテ赤髮也、目ハ摺赤メケルニヤ有ラン、血目ニ見成テ、片膝ヲ突テ、太刀ノ欄ニ手ヲ懸テ居タリ、

〔六代勝事記後堀河〕同三年承久七月六日、太上天皇鳥羽後を鳥羽殿に遷し奉る、○中七條院今は限りの御名残にたへず、御幸なりたるにもの、ふがせき申を、とかくなだめていらせたまひたれども、もろともになくより外の御詞なし、御目たがひにくれにければ、女房のかたに手をかけて、足にまかせて、やがてたちかへらせ給にけり、

〔太平記八〕四月〇正慶二年合戦事附妻鹿孫三郎勇力事

印具駿河守ノ勢五十餘騎ニテ追懸タリ、其中ニ年ノ程二十計ナル若武者、只一騎馳寄セテ、引テ歸リケル、妻鹿孫三郎ニ組ント近付テ、鎧ノ袖ニ取著ケル處ヲ、○中孫三郎尻目ニハツタト睨テ、敵モ敵ニヨルゾ、一騎ナレバトテ、我ニ近付テアヤマチスナ、ホシカラバ、スハ是取ラセ、請取レト云テ、○下略